

2024年4月3日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
出光興産株式会社
代表取締役社長 木藤 俊一

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2023年9月26日付で、出光グリーンパワー株式会社（以下「出光グリーンパワー」といいます。）との間で、吸収合併契約を締結し、当社を吸収合併存続会社、出光グリーンパワーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関する事後開示事項（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 会社法第784条の2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

出光グリーンパワーは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定による請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本合併は、出光グリーンパワーにおいて会社法第784条第1項の規定が適用されるため、会社法第785条の規定による請求権は認められておらず、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

出光グリーンパワーは、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第787条の規定による手続を実施しておりません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過

出光グリーンパワーは、会社法第789条第2項の規定により、2024年1月16日付で、債権者に対し官報による公告を行うとともに、知っている債権者に対して各別の催告を行いました。法定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 会社法第796条の2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、当社において会社法第796条第2項の規定が適用されるため、会社法第796条の2の規定による請求権は認められておらず、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本合併は、当社において会社法第796条第2項の規定が適用されるため、会社法第797条の規定による請求権は認められておらず、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2024年1月16日付で、債権者に対して官報及び電子公告による公告を行いました。法定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併が効力を生じた日に、出光グリーンパワーから、その資産・負債その他権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2024年4月1日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上